

登米市 消費生活通信

◆ 2021年 第4号 ◆

もうけ話に注意！！ ～情報商材トラブル～

「1日数分の作業で月に数百万を稼ぐ」「〇万円が〇億円になる投資法」といったお金もうけのノウハウと称して、インターネット等で売買される情報である情報商材に関連する相談が増加しています。



消費者庁イラスト集より

【事例1】

SNSで「毎日3回サイトを訪れるだけで毎週10万円もうかる」と勧誘され、話を信用して情報商材代金100万円をクレジットカードで支払った。しかし、高収入を得るためには専門的知識とさらにソフトウェアなどを購入しなければならないことが分かった。自分には無理だと思い返金を希望したが断られた。

【事例2】

知人から「いい話がある」とセミナーに誘われた。「情報商材を購入し、マニュアル通りに動画を投稿すると高額な利益が得られる。誰でも簡単にできる」との話があった。「今なら100万円の情報商材が半額の50万円」と言われ契約。しかし、結果は出ず、さらなる契約を持ち掛けられた。



消費者庁イラスト集より

【アドバイス】

- ◆ 情報商材は購入前に中身を確認することができません。少しでも怪しいと思ったら事業者に連絡しないようにしましょう。
- ◆ 高額な契約を勧誘されても、クレジットカードの高額決済や借金をしてまで契約をしないようにしましょう。
- ◆ 「100%元が取れる」「返金保証」「もうかるまでサポートする」等の事業者の説明を安易に信用しないようにしましょう。

短時間で簡単にもうかる話はありません！！

アナログ回線戻しの電話勧誘に注意！！

《 事 例 》

大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から「電話を光回線からアナログ回線に戻さないか」と電話があった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。しかしその後、毎月サポート料金として約3千円引き落とされていることが分かり、確認すると1年縛りでサポート契約をしているとのことだった。解約を申し出ると、今解約すると解約料がかかると言われた。

《 アドバイス 》

- ・大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしているケースがあります。
- ・知らないうちに、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースもあります。勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱりと断りましょう。
- ・光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者にお問い合わせしましょう。

☎固定電話は今後どうなる？

2024年以降、固定電話のIP網への移行に伴い、電話会社内の設備の切り替えが予定されています。IP網への切り替えは、電話会社内のことであって、利用者が現在使用している電話機は、設備の切り替え後もそのまま使うことができます。よって設備切り替えに伴う手続きや工事は不要です。

※IP網とはインターネット通信用の約束事（IP）に従ってやり取りしているネットワークのことです。

こんな☎勧誘に要注意！！

- ◆大手電話会社からの依頼で電話をかけています。
- ◆固定電話が使えなくなるため、工事が必要です。
- ◆今までの電話機が使えなくなります。
- ◆今使用している電話回線が使えなくなります。



消費者庁イラスト集より

☎固定電話は今のまま使えます！！

大手電話会社に便乗して勧誘する業者に注意しましょう。

賃貸住宅の原状回復トラブル

賃貸住宅を退去する際、原状回復費用の負担をめぐり貸主とトラブルになることがあります。借主が不注意で付けてしまった傷や汚れ等、また経年劣化や通常の使用による損耗等についての負担割合の考え方については、国土交通省の原状回復についてのガイドラインに一般的な基準が示されています。

<事例>

- ・借主が付けたのではない傷や汚れ個所の補修費用、それに伴うハウスクリーニング費用を請求された。
- ・経年劣化により価値がほとんどなくなっているのに、新品に交換する費用全額を請求された。
- ・壁の一部にしか傷がないにもかかわらず、部屋全体のクロス張替費用を請求された。

◆アドバイス◆

・契約前にしっかり説明を聞きましょう。

不動産業者（代理または仲介の場合）には、契約の前までに借主に**重要事項説明書**を交付して説明することが義務付けられています。重要事項説明は、契約をするかどうかを判断するための重要なものです。退去時の原状回復費用の負担等について、不明な点は遠慮なく質問して確認しましょう。

・入居時・退去時の確認が大事です。

入居時に、リフォームの有無、天井・床・壁・建具・設備機器の傷や汚れなどの有無、設備の状況などを確認しチェックリストを作成し、日付入りで写真を撮り記録しておきましょう。また退去時の立会いは必ず行い、日付入りの写真を撮影しておくとい良いでしょう。

・退去時の原状回復費用の請求には、貸主に十分な説明を求めましょう。

原状回復費用の請求を受けた場合は、修繕費の明細を記載した請求書等を出してもらいましょう。通常の使用によって生じたものや経年劣化によるものについては、借主に原状回復義務はありませんが、故意・過失等により賃借物に生じさせたものについては借主に原状回復義務があります。なお、借主が入居中に生じさせた傷であることの立証責任は、貸主にあります。



消費者庁イラスト集より

ポイント

国土交通省は、賃貸トラブル未然防止へ向けて「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」において、原状回復の費用負担割合等についての一般的な基準を示しています。

- ・建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）
（畳・クロス・床材等の変色、設備機器の通常使用による故障等）
- ・借主の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）
（電気製品の後部壁面の黒ずみ、家具の設置跡等）



貸主
負担

- ・借主の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗等
（ペットによる傷、落書き、たばこ等のヤニ・臭い、台所の油污れ等）



借主
負担

※最終的には契約内容、物件の使用状況等により個別に判断されます。

多重債務者無料法律相談会のご案内

登米市では、多重債務問題の解決に向けて毎月第4金曜日（12月は第3金曜日）佐沼の「迫にぎわいセンター」において、弁護士や司法書士による多重債務者無料法律相談会を行っています。事前予約が必要ですので、相談を希望する方は窓口までご連絡ください。

- 弁護士担当 — 偶数月
- 司法書士担当 — 奇数月

※各月の担当者に関しては、「広報とめ」「登米市ホームページ」でご確認ください。

借金の問題は必ず解決できます！

ぜひ、ご相談ください！



消費者庁イラスト集より

登米市消費生活相談窓口のご案内

消費生活相談窓口は、消費者と事業者との間におきた商品やサービスの契約に関するトラブルなどの相談を受け、解決に向けた助言やあっせん、情報提供を行う行政機関の窓口です。専門の相談員がトラブル解決のためのお手伝いをしています。電話、あるいは対面での相談で、相談は無料です。不安なことや困ったことがあったときには一人で悩まず、お早めにご相談ください。

出前講座

相談員が地域の集会や会議などに出向き、消費者トラブル未然防止のために、最新の消費者トラブルや被害に遭わないためのポイントなどをお話します。また専門の講師の派遣も行います。講座は無料です。日程調整などの必要があるため、早めにご連絡をお願いします。



消費者庁イラスト集より

◎消費生活に関する相談、出前講座などのお問い合わせは下記宛にご連絡ください。

登米市消費生活相談窓口

☎ 0 2 2 0 - 5 8 - 2 1 1 7 (直通)

(相談時間 月～金(祝祭日・年末年始を除く) 8:30～16:30)

登米市南方町新高石浦130 (登米市南方庁舎 市民生活課内)

消費者ホットライン「188(いやや)」 — お近くの消費生活相談窓口をご案内します。